千 赤 農 第 259 号 令 和 6 年 11 月 5 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

千早赤阪村長

市町村名		千早赤阪村
(市町村コード)		(273830)
地域名		川野邊地区
(地域内農業集落名)		(川野邊)
協議の結果を取りまとめた年月日		令和6年10月2日
協議の結果を取りる	たこのバン平月日	(第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

水稲が主要作物であり、自己所有農地を自ら耕作している、70歳以上の高齢者が7割を占め、高齢化が進んでいる。そのため、今後、離農や規模縮小による遊休農地が増加することが懸念されている。併せて、後継者不足が課題となっているほか、水路等の農業用施設や農地の草刈り等の維持管理が負担になってきている。地区内に移住した若手農業者も存在するが、地区外の条件のいい農地で耕作しており、担い手が参入しやすいような農地整備の実施も課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稲を主要作物としながら、都市に近いため、その利点を生かした農業や特産品を検討していく。地区外からの企業や若手農業者を今後は受け入れていく必要があるほか、農道や水路の基盤整備を実施して、効率的な営農環境を整え、借りやすい環境を目指していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積		6 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	4 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農空間保全地域内の農地の内、既に山林原野、荒廃農地等の農地を除いた農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項				
	(1)農用地の集積、集約化の方針				
	必要な営農環境改善に取り組み、農地中間管理機構を活用し、農業を担う者に農地の集積、集約化を図る。				
	(2)農地中間管理機構の活用方針				
	地区にマッチングの相談窓口を設け、貸付希望農地を農地中間管理機構に情報提供するなど、企業を含め地区外からの農業者を募る。				
	(3)基盤整備事業への取組方針				
	農道や水路等の整備を行い、耕作しやすい環境や若手や企業が参入しやすい環境づくりを検討する。				
	(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針				
	後継者不足が顕著であるため、他地区からの参入を受け入れる必要がある。また、農業担う者の人材育成を検討する。				
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針				
村内の草刈り事業者に委託し、農地の維持管理を行う。					
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)				
	□ ①鳥獣被害防止対策 □ ②有機・減農薬・減肥料 □ ③スマート農業 □ ④畑地化・輸出等 □ ⑤果樹等				
	□ ⑥燃料·資源作物等 □ ⑦保全·管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携等 □ ⑩その他				
	【選択した上記の取組方針】 ⑦耕作が困難な農地については、シルバー人材センター等を活用して保全・管理に努め、農地が荒廃しないよう維持していく。 ⑪地域ぐるみの保全活動や話し合いの継続のための組織づくりを検討する。				